

霧島市公共下水道条例の一部改正について

霧島市公共下水道条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 8 月 26 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市公共下水道条例の一部を改正する条例

霧島市公共下水道条例（平成17年霧島市条例第282号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「(市長が定める排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない工事を除く。)は」を「は、次に掲げる工事を除き」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が別に定める排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない工事
- (2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

標準下水道条例（昭和 34 年 11 月 18 日付厚生省衛発第 1108 号・建設省計発第 441 号）の一部改正に伴い、災害時等において、他の市町村長から指定を受けた工事事業者が、本市の排水設備等の新設等の工事を行うことを可能とするため、本条例の所要の改正をしようとするものである。